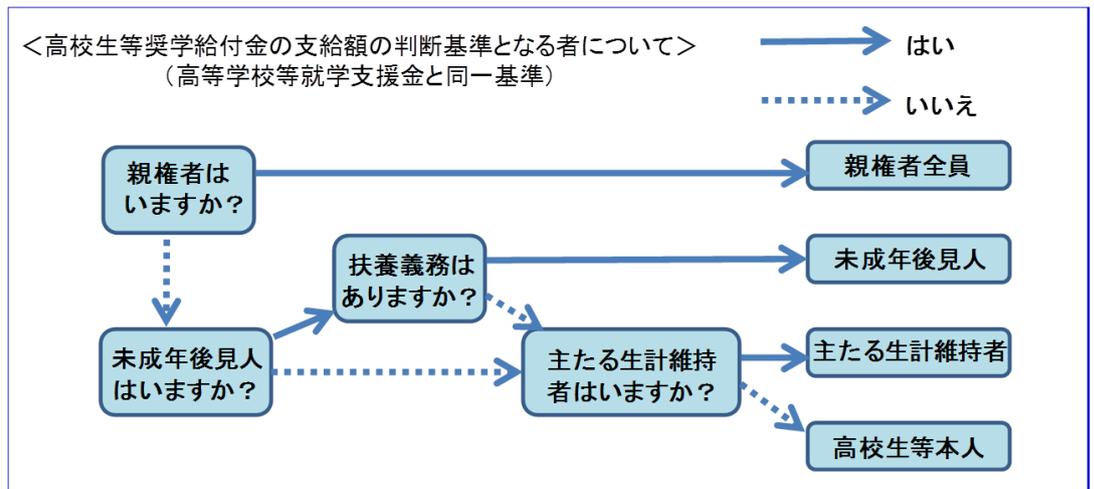


# 高校生等奨学給付金（国公立） 申請の手引き 令和3年度 家計急変世帯対象

## ◆1 申請者

### 保護者等

- ※1 保護者等とは、原則親権者である父母のことです。
- ※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- ※3 高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。



## ◆2 基準日

- ① 家計急変した日が令和3年7月1日までの場合は  
令和3年7月1日
- ② 家計急変した日が令和3年7月2日以降の場合は  
学校受付日

## ◆3 申請時期

家計急変後、随時（令和4年3月1日まで）

- ※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。
- ※ 家計急変後の「世帯年収が基準を超えている」という理由で不支給になった方は、その後の状況により世帯年収が基準内になる場合は再度申請が可能です。

## ◆4 給付時期

審査が終了したのから順次振り込みます。  
(兄弟姉妹が同時期に振り込まれるとは限りませんのでご注意ください。)

## ◆5 提出先・問い合わせ先

- ・ **県内** の高等学校等に在学している場合・・・ **在学する高等学校等**
- ・ **県外** の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

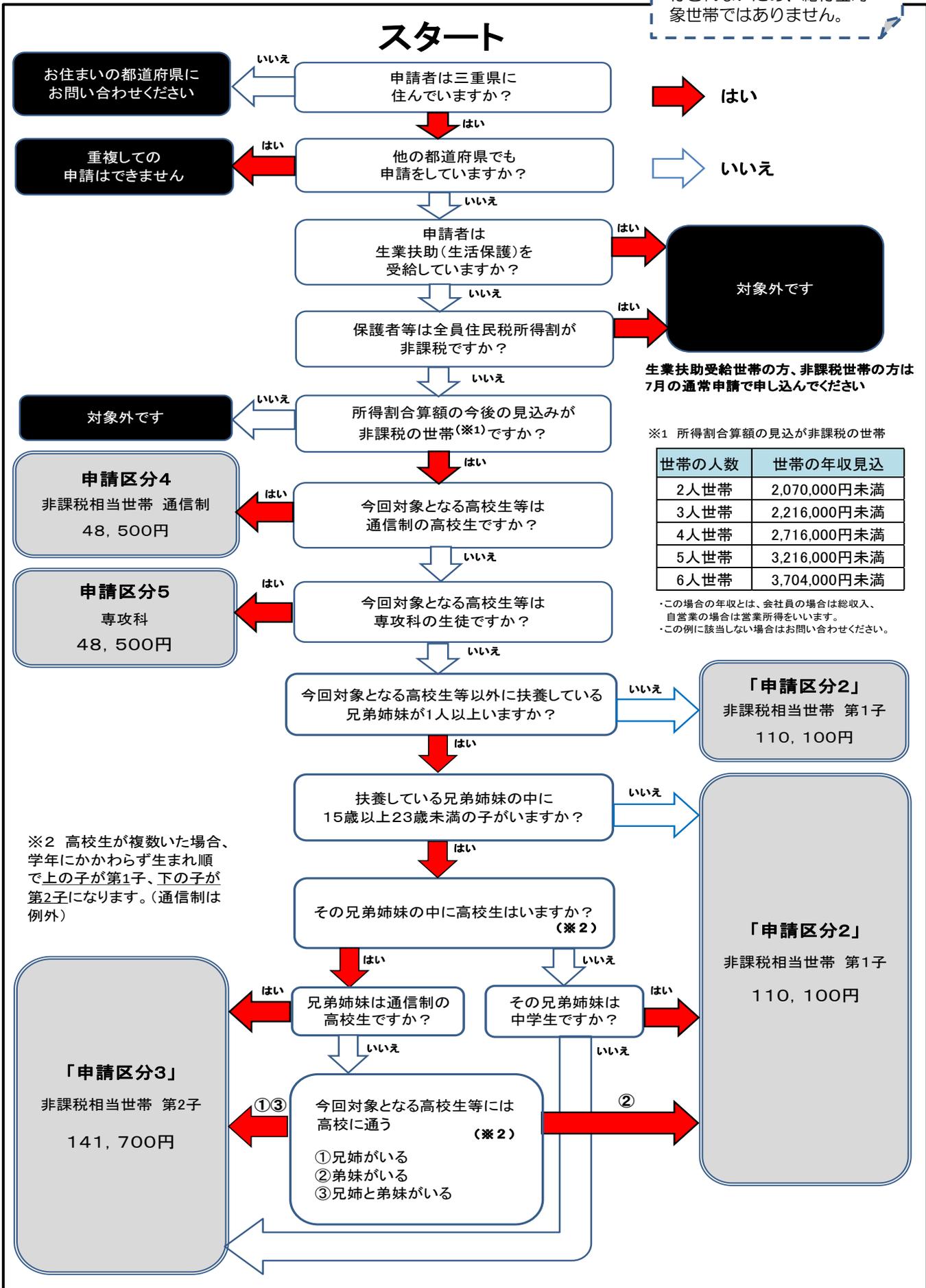
電話 059-224-2827 (受付 平日 8:30~17:00)

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

# ◆6 申請区分の確認

- 世帯の状況により、提出する書類が異なります。
- 申請区分2から5のどの申請区分に該当するかを確認してください。

令和3年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和3年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。



生業扶助受給世帯の方、非課税世帯の方は7月の通常申請で申し込んでください

※1 所得割合算額の見込みが非課税の世帯

世帯の人数	世帯の年収見込
2人世帯	2,070,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満

・この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。  
・この例に該当しない場合はお問い合わせください。

◆7 提出する書類 (A4の用紙サイズにあわせてください。)

三重県立高等学校・国立高等学校  
三重県外の高等学校等

専攻科の高等学校等

申請区分2 110,100円

申請区分3 141,700円

申請区分4 48,500円

- ① 申請書 (様式1-4)
- ② 給付金の振込について  
(様式1-4別紙2) ← 通帳の写しを貼付  
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 扶養親族分の健康保険証の写し (様式1-4別紙3)
- ④ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑥ 家計急変の発生事由を証明する書類
- ⑦ 家計急変前の収入を証明する書類
- ⑧ 家計急変後の収入を証明する書類  
(⑨ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分5 48,500円

- ① 申請書 (様式1-4)
- ② 給付金の振込について  
(様式1-4別紙2) ← 通帳の写しを貼付  
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 扶養親族分の健康保険証の写し (様式1-4別紙3)
- ④ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑥ 家計急変の発生事由を証明する書類
- ⑦ 家計急変前の収入を証明する書類
- ⑧ 家計急変後の収入を証明する書類  
(⑨ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)
- ⑩ 個人対象要件証明書 (参考様式)  
← 支援金を受給していない場合のみ必要

- ◇ 上記③⑤⑥⑦⑧については次ページ **8 注意点** 『収入状況を確認する書類 (①～③)』等を参照してください。
- ◇ 申請書類は番号順にし、左上をステープルでとめてください。
- ◇ 提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・必要書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!! (不備があると給付が遅れる原因になります。)

◆学校区分、世帯区分別給付額

令和3年7月1日までに家計が急変し7月31日までに申請、学校が受け付けた場合

全日制・定時制		通信制	専攻科
第1子	第2子以降		
110,100円	141,700円	48,500円	48,500円

※8月1日以降に申請、学校が受け付けた場合は、下記「◆申請月別給付額」による額を給付します。

◆申請月別給付額 (令和3年7月2日以降に家計が急変した場合)

令和3年7月2日以降に家計が急変し、申請があった場合は申請書の受付日より月数に応じて上記表「◆学校区分・世帯区分別給付額」から算定した額を給付します。

申請書 学校受付日	学校区分・世帯区分別給付額			
	全日制・定時制		通信制	専攻科
	第1子	第2子以降		
～8/1	73,400円	94,466円	32,333円	32,333円
8/2～9/1	64,225円	82,658円	28,291円	28,291円
9/2～10/1	55,050円	70,850円	24,250円	24,250円
10/2～11/1	45,875円	59,041円	20,208円	20,208円
11/2～12/1	36,700円	47,233円	16,166円	16,166円
12/2～1/1	27,525円	35,425円	12,125円	12,125円
1/2～2/1	18,350円	23,616円	8,083円	8,083円
2/2～3/1	9,175円	11,808円	4,041円	4,041円

(裏面の注意点もご覧ください)

学校の休校日に注意して提出してください

## ◆ 8 注意点

※申請する日と学校受付日が1か月以上離れている場合は、書類の再提出を求めることがあります。

書類	注意点
申請書（様式1-4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒ボールペンで記入してください。 フリクションペン（消えるペン）は使わないでください。</li> <li>訂正する際は二重線を引いてください。 修正テープや修正液は使わないでください。</li> </ul>
住民票 ※市役所、町役場で取得してください	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等全員分（原則両親分）のもの</li> <li>交付日が令和3年7月1日以降で、申請日前後1か月以内のもの</li> <li>世帯主、続柄が記載されたもの（本籍、筆頭者は不要）</li> <li>個人番号（マイナンバー）の記載がないもの</li> </ul> <p>※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。</p>
収入状況を確認する書類 (①) (③)	<p>① 家計急変の発生事由を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解雇通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届出等、離職年月日と失業の事実が確認できる書類</li> <li>破産宣告通知書等、法的申し立ての事実が確認できる書類</li> <li>戸籍抄本、離婚届受理証明書等、離別年月日が確認できる書類</li> </ul> <p>この3つは該当するものを1つ（写しも可）</p> <p>上記の事由以外の場合は、家計急変の発生事由が確認できる書類（写しも可）および家計急変状況申告書（指定の様式） ※書類が無い場合はご相談ください。</p>
	<p>② 家計急変前の収入を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度課税証明書・・・保護者等全員分（原則両親分）のもの</li> </ul> <p>※市役所、町役場で取得し、抜き取らず全員分を提出してください。</p> <p>※未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可。</p>
	<p>③ 家計急変後の収入を証明する書類</p> <p>※保護者等全員分（原則両親分）のものが必要</p> <p>A. 給与所得者の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 会社作成の給与見込又は申請する日の直近の給与明細書 ※下記a～cの内一つ <ul style="list-style-type: none"> <li>a：会社作成の給与見込2か月分以上</li> <li>b：会社作成の給与見込1か月分+申請する日の直近の給与明細1か月分の写し</li> <li>c：申請する日の直近の給与明細3か月分の写し</li> </ul>                     （例；4月に事由発生。5～7月の給与明細で7月末に申請する場合。）                 </li> </ul> <p>B. 給与所得者であったが現在無収入の世帯 ※下記aまたはbの内一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a：解雇等で給与明細がない場合、民生委員等の無職無収入証明書</li> <li>b：無収入申立書として家計急変状況申告書（指定の様式）を提出</li> </ul> <p>※上記以外に証明する書類がある場合は、ご相談ください。</p> <p>C. 自営業の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 令和3年1月～直近の所確定月までの会計帳簿の写し（必須）</li> </ul> <p>※上記以外に下記aまたはbの内一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a：税理士又は公認会計士の作成した証明書類等</li> <li>b：年間収支見込計算書 ※自営業の方（指定の様式）</li> </ul> <p>D. その他（家族構成の変化等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 家計急変状況申告書（指定の様式）</li> <li>◎ 現在の収入状況を確認する書類として、上記A～Cの該当するものから必要書類を提出してください。</li> </ul>
申請者等の扶養親族の人数・年齢確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養親族分の健康保険証の写し</li> </ul> <p>※世帯全員から申請者、申請者以外の保護者等を除いたすべての人の健康保険証の写しが必要です。</p>
在学証明書（様式5） ※在学校で取得してください	<p>県外の高校生等のみ必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交付日が申請日前1か月以内のもの</li> <li>様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可</li> </ul> <p>※県内の高校生等や兄弟姉妹の分は不要です。</p>

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。  
 ※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し（原本を提出した学校名・名前を明記）の提出でかまいません。なお、いずれも国公立の高校生等の場合に限りません。